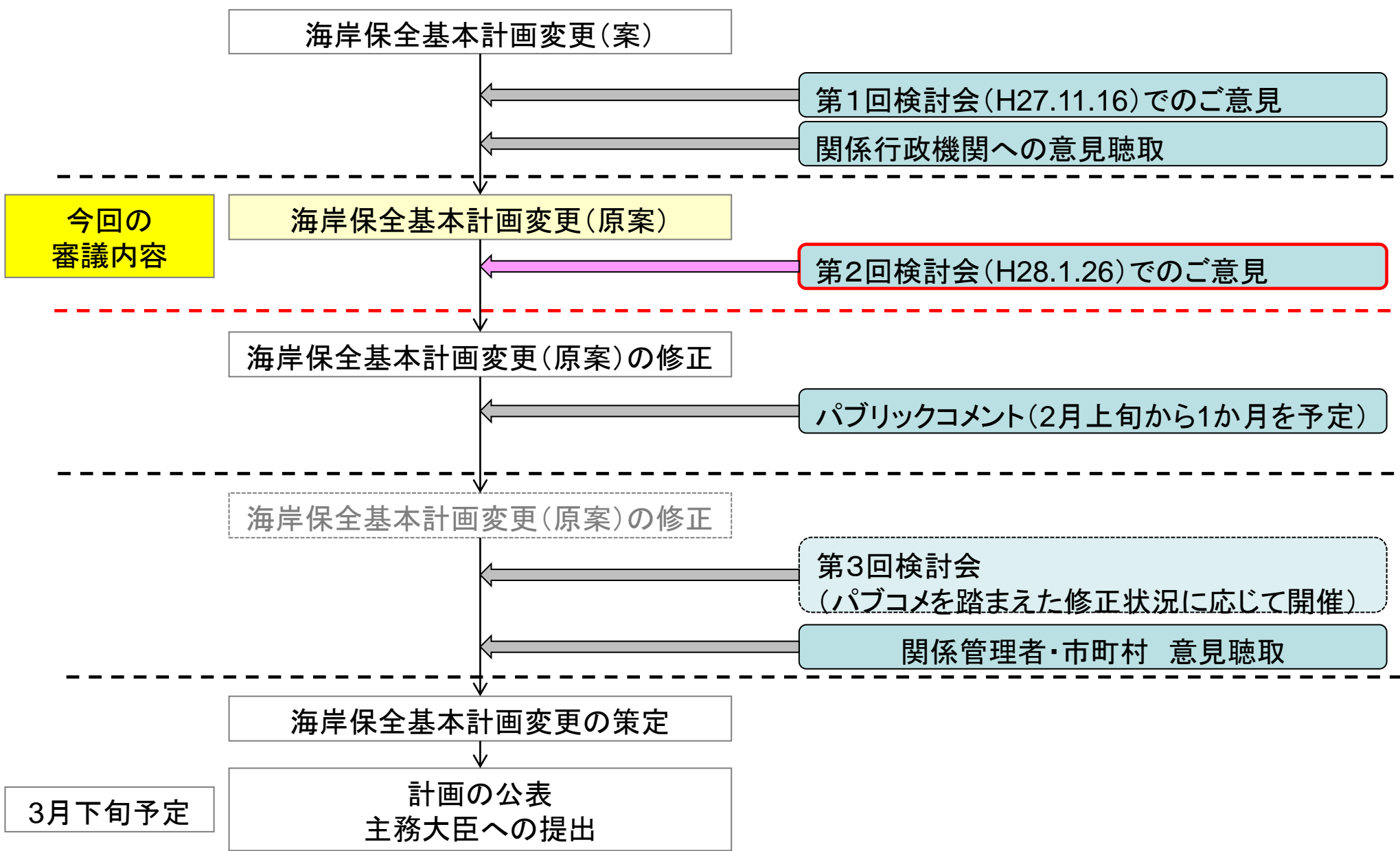


山形沿岸海岸保全基本計画 の変更について



1. 海岸保全基本計画の変更スケジュール



2. 第1回検討会及び関係行政機関からの主な意見

No	主な意見
(1)	<p>【「海岸の現況」に関する修正】</p> <p>検討委員会意見：海岸利用者の安全、教育・学習の場、幅広い利用状況、健康増進に係る利用の加筆 関係行政機関意見：県における各種計画との整合</p>
(2)	<p>【「海岸保全の基本的方向：長期的あり方」に関する修正】</p> <p>検討委員会意見：環境、利用に関するソフト的な内容の加筆</p>
(3)	<p>【「海岸の防護に関する事項」に関する修正】</p> <p>検討委員会意見：海岸利用者の安全に関する加筆 関係行政機関意見：項目と記載内容の不整合の是正、県における各種計画との整合</p>
(4)	<p>【「海岸環境の整備及び保全に関する事項」に関する修正】</p> <p>検討委員会意見：海岸協力団体等に関する加筆 関係行政機関意見：県における各種計画との整合</p>
(5)	<p>【「海岸における公衆の適正な利用に関する事項」に関する修正】</p> <p>検討委員会意見：市町等との協働、安全・安心な海岸利用等に関する加筆</p>
(6)	<p>【「事後評価」に関する修正】</p> <p>検討委員会意見：施設整備後の具体的な対応、長期に渡る防護機能の確保に関する加筆</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(1)「海岸の現況」に関する修正

検討委員会意見：海岸利用者の安全、教育・学習の場、幅広い利用状況、健康増進に係る利用の加筆
 関係行政機関意見：県における各種計画との整合


No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
1	<p>(検討委員会意見) 海岸利用者の安全に関する記述が必要ではないか。</p> <p>(関係行政機関意見) 津波浸水想定 of 解説に記載する内容や県地域防災計画に記載している内容と整合を図るべきではないか。</p>	<p>(P5) 津波 ……。また、最大クラスの津波に対して「何としても人命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設等の整備のみならず、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策が必要である。</p>	<p>(P5) 津波 ……。また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して「何としても人命を守る」ことを目標としては、住民等の命を守ることを最優先として、住民及び海岸利用者等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備のみならず、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせ地域の状況に応じた総合的な対策が必要である。</p>
2	<p>(検討委員会意見) 教育の場、学習の場という意味合いの記述もお願いしたい。</p> <p>(関係行政機関意見) 「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」は、ごみの種類や数量を調査しながらごみを拾うことにより、ポイ捨て防止やごみ減量化を啓発するものであり、海岸をきれいにする活動としては「美しいやまがたの海クリーンアップ運動」があるため修正すべきではないか。</p>	<p>(P10) 海岸ゴミ 平成14年度から、河川や海岸などの水辺に散乱するゴミ問題の解決を目指す取組みの一環として、県民、特定非営利活動法人、事業者、行政機関などにより「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」が実施されている。</p>	<p>(P10) 海岸ゴミ 河川や海岸などの水辺に散乱するゴミ問題の解決を目指す取組みの一環として、美しい山形・最上川フォーラムが主催する「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」が平成14年度から実施され、平成17年度からは県民、特定非営利活動法人、事業者、行政機関が庄内海岸の清掃活動を行う「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」が活動を開始し、平成21年度に「美しいやまがたの海クリーンアップ運動」と名称を変えて活動を継続している。また、このような場が、環境学習の機会ともなっている。</p>

※赤書は検討委員会の意見を受けた修正内容、緑書は関係機関からの意見を受けての修正内容。

※記載のページNoは、資料-4-1のページNoを示す。

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(1)「海岸の現況」に関する修正

№	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
3	<p>(検討委員会意見) カイトボードやスタンドアップパドルボードなどの幅広い利用がなされている。このようなことがわかるような記述としていただきたい。 海を健康増進のために利用していくというような観点を加えていただきたい。</p>	<p>(P10) 海岸利用 ……。また、海水浴場や湯野浜におけるリゾート施設、観光・レクリエーションの拠点が整備されており、近年は、サーフィンや水上オートバイ、ボードセーリングなど海洋性レクリエーション利用も増えてきている。</p>	<p>(P10～11) 海岸利用 ……。また、海水浴場や湯野浜におけるリゾート施設、観光・レクリエーションの拠点が整備されており、近年は、サーフィンや水上オートバイ、ボードセーリング、シーカヤック、カイトボード、スタンドアップパドルボードなど様々な海洋性レクリエーション利用がなされている。 さらには、湯野浜海岸で、市民の体力・健康づくりや地域の魅力発信、観光誘客を図るべく、平成11年より「国際ノルディックウォークin湯野浜」が開催されるなど、健康増進の場としても活用されている。</p> <div data-bbox="1355 811 1763 908" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>写真追加: 国際ノルディックウォークin湯野浜</p> </div> 

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(2)「海岸保全の基本的方向：長期的あり方」に関する修正

検討委員会意見：環境、利用に関するソフト的な内容の加筆

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
4	<p>(検討委員会意見) 環境、利用に関して少しでもソフト的なニュアンスを加えられないか。 ※環境、利用への加筆（No5参照）にあたり、方向性を加筆。</p>	<p>(P13) 海岸保全の基本的方向：長期的あり方 これまでの海岸行政は、防災を中心とした海岸保全を行ってきた。しかしながら、良好な海岸環境の維持や海岸利用の多様化に的確に対応していくには、防護・環境及び利用が調和した海岸の保全を推進していく必要がある。また、高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の急速な老朽化に対応し、予防保全の観点に立った維持又は修繕が必要である。さらには、これまで必ずしも海岸管理としての視点が十分でなかった海岸保全区域以外の一般公共海岸も対象に含めて総合的な海岸管理を行う必要がある。</p>	<p>(P13) 海岸保全の基本的方向：長期的あり方 これまでの海岸行政は、防災を中心とした海岸保全を行ってきた。しかしながら、良好な海岸環境の維持や海岸利用の多様化に的確に対応していくには、防護・環境及び利用が調和した海岸の保全を推進していく必要がある。また、高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の急速な老朽化に対応し、予防保全の観点に立った維持又は修繕が必要である。さらには、これまで必ずしも海岸管理としての視点が十分でなかった海岸保全区域以外の一般公共海岸も対象に含めて総合的な海岸管理を行う必要があるり、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図る必要がある。併せて、多種・多様な利用が進む中、安全・安心な海岸利用の啓発に取り組む必要がある。</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(2) 「海岸保全の基本的方向:長期的あり方」に関する修正

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
5	<p>(検討委員会意見)</p> <p>環境 海を保全する気持ち、海が身近になり、親しめるようなメニューが必要と考える。 少しでもソフト的なニュアンスを加えられないか。 教育の場、学習の場という意味合いも記述していただきたい。</p> <p>利用 海を健康増進のために利用していくというような観点を加えていただきたい。 利用のところを見ると、ハード的なイメージに偏った印象があるので、少しでもソフト的なニュアンスを加えられないか。</p>	<p>(P14) 基本方針</p> <p>環境 鳥海山とクロマツ砂防林に縁どられた白砂青松の砂丘、切り立った岩場が迫り、海岸線の入り組みが美しい磯の自然景観と、多様な動植物が生息・生育している沿岸の陸域・浅海域の自然環境を保全する。</p> <p>利用 利便施設の整備により賑わい空間を演出しレクリエーション利用を促すとともに、自然保護域との住み分けを行っていくことにより、適正な利用を促す。</p>	<p>(P14) 基本方針</p> <p>環境 鳥海山とクロマツ砂防林に縁どられた白砂青松の砂丘、切り立った岩場が迫り、海岸線の入り組みが美しい磯の自然景観と、多様な動植物が生息・生育している沿岸の陸域・浅海域の自然環境を保全する。 環境教育の場としても利用される海岸環境を保全するために、地域との連携強化を図り、海岸管理の充実を図る。</p> <p>利用 利便施設の整備により賑わい空間を演出し多様なレクリエーション利用を促すとともに、自然保護域との住み分けを行っていくことにより、適正な利用を促す。 レクリエーションや健康増進など多種・多様な利用が進む中、安全・安心な海岸利用の啓発に取り組むとともに、海岸愛護に係る取組を支援する。</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(3)「海岸の防護に関する事項」に関する修正

検討委員会意見:海岸利用者の安全に関する加筆

関係行政機関意見:項目と記載内容の不整合の是正、県における各種計画との整合

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
6	<p>(検討委員会意見) No1の修正に合わせて文言の修正が必要</p> <p>(関係行政機関意見) 「防護水準」という文言と記載内容がリンクしないのではないか。 No1の修正に合わせて文言の修正が必要</p>	<p>(P15) 防護水準 ○施設整備による防護水準</p> <p>○最大クラスの津波等に対する防護水準 また、最大クラスの津波に対し、「何としても人命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設等の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備に取り組んでいく。</p>	<p>(P15) 防護水準 [ハード・ソフト対策の考え方] ○施設整備ハード対策による防護水準の考え方</p> <p>○ソフト対策による最大クラスの津波等に対する考え方防護水準 また、最大クラスの津波に対し、「何としても人命を守る」ことを目標として住民等の命を守ることを最優先として、住民及び海岸利用者等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせ地域の状況に応じた総合的な対策を推進する。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備に取り組んでいく。</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(3)「海岸の防護に関する事項」に関する修正

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
7	<p>(関係行政機関意見)</p> <p>庄内海岸松原再生計画の「5庄内海岸砂防林の現状と課題」の中に、海岸砂防林の津波の防災・減災機能について記述があり、参考としていただきたい。</p>	<p>(P16) ③海岸保全施設整備による侵食対策の推進</p> <p>河川からの供給土砂の減少や漁港、海岸構造物による沿岸漂砂の遮断などにより、海岸侵食が生じている場所がある。これらの海岸に対しては、面的防護による対策を基本とし、突堤や離岸堤、人工リーフなどの適切な海岸保全施設により砂浜の維持・回復を図る。この際、各管理者間で緊密な連携を図るとともに、適切な連携事業を積極的に導入することにより、投資の効率化を図る。</p>	<p>(P16) ③海岸保全施設整備による侵食対策の推進</p> <p>河川からの供給土砂の減少や漁港、海岸構造物による沿岸漂砂の遮断などにより、海岸侵食が生じている場所がある。この影響が、飛砂防止・防風を主たる目的とした砂防林（津波の防災・減災効果も有する）の基盤である砂丘地に及ぶことも懸念されている。これらの海岸に対しては、面的防護による対策を基本とし、突堤や離岸堤、人工リーフなどの適切な海岸保全施設により砂浜の維持・回復を図る。この際、各管理者間で緊密な連携を図るとともに、適切な連携事業を積極的に導入することにより、投資の効率化を図る。</p>
8	<p>(関係行政機関意見)</p> <p>庄内海岸松原再生計画の「5庄内海岸砂防林の現状と課題」の中に、海岸砂防林の津波の防災・減災機能について記述があり、参考としていただきたい。</p>	<p>(P17) ④海岸保全施設整備による津波対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計津波に対する施設整備が遅れている一部の箇所については、津波対策を推進する。 ・その他の地域も含め、施設整備にあたっては、海水が施設を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすことによる減災効果を得られるよう、施設の機能が粘り強く発揮されるための構造上の工夫を図る。 	<p>(P17) ④海岸保全施設整備による津波対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計津波に対する施設整備が遅れている一部の箇所については、津波対策を推進する。 ・その他の地域も含め、施設整備にあたっては、海水が施設を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすことによる減災効果を得られるよう、施設の機能が粘り強く発揮されるための構造上の工夫を図る。 ・防災・減災効果を有する砂防林の基盤である砂丘地への影響を防止する侵食対策を推進する。

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(3)「海岸の防護に関する事項」に関する修正

№	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
9	<p>(関係行政機関意見)</p> <p>No1の修正に合わせて文言の修正が必要</p>	<p>(P17) 防災体制の整備</p> <p>最大クラスの高潮や津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という信念のもと、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災・減災対策を効果的・効率的に推進するため、次の取り組み及び支援を行っていく。</p>	<p>(P17) 防災体制の整備</p> <p>最大クラスの高潮や津波が発生した場合でも「何としても人命を守る住民等の命を守ることを最優先とする」という信念のもと、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災・減災対策を効果的・効率的に推進するため、次の取り組み及び支援を行っていく。</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(4)「海岸環境の整備及び保全に関する事項」に関する修正

検討委員会意見：海岸協力団体等に関する加筆
関係行政機関意見：県における各種計画との整合

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
10	<p>(関係行政機関意見) 海岸保全基本計画の策定後に山形県海岸漂着物対策推進地域計画が策定され、回収処理の基本方針が定められていることを加筆していただきたい。</p>	<p>(P20) ③環境の保全のための巡回とゴミ処理体制の整備 海岸のゴミ対策としては、海岸管理者だけでなく、地元市町、NPOやボランティア、地域住民等の間で、各者の役割分担や処理体制の整備を進めていく。海域からの漂着物の対応策として「山形県海岸漂着物連絡調整会議」等を活用して適切な対応を図ることとし、関係機関が協力しながら海岸美化を推進していく。</p>	<p>(P20) ③環境の保全のための巡回とゴミ処理体制の整備 海岸のゴミ対策としては、山形県海岸漂着物対策推進地域計画に定める海岸管理者等だけでなく、地元市町、NPOやボランティア、地域住民等の間で、各者の役割分担や処理体制の整備を進めていく「海岸管理者等、地域住民、企業、民間団体等及び市町との役割分担の基本方針」に基づき関係者が連携・協力しながら回収処理を進めることにより、「裸足で歩ける庄内海岸」を目指していく。</p>
11	<p>(検討委員会意見) 「海岸協力団体として指定できる」ことを追記する場所として、現在活動している団体を想定して記載するのであれば、第1回検討委員会資料5-1のP20③に追記するほうが良い。</p>	<p>(P20) ③環境の保全のための巡回とゴミ処理体制の整備</p>	<p>(P20) ③環境の保全のための巡回とゴミ処理体制の整備 海岸管理者は、海岸保全に資する活動²⁾を自発的に行い、海岸管理に協力できると認められる法人・団体を海岸協力団体に指定することで地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図る。また、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」と連携し、県民・企業・行政の協働による海岸の良好な環境形成を促進するとともに、海岸愛護の意識醸成による環境と共生した地域づくりを推進する。</p> <p>脚注2)清掃、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(5)「海岸における公衆の適正な利用に関する事項」に関する修正

検討委員会意見：市町等との協働、安全・安心な海岸利用等に関する加筆

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
12	<p>(検討委員会意見) 市町等と協働で実施可能な内容の記載をお願いしたい。 安全・安心に海を利活用していくための対策について、記載をお願いしたい。</p>	<p>(P21) ①利便施設整備の推進と維持管理 東日本大震災では、津波からの避難施設の重要性が認識された。これを踏まえて、新たな施設整備においては、海岸利用者が津波から迅速に避難するための避難経路を考慮した整備を行う。</p>	<p>(P21) ①利便施設整備の推進と維持管理 東日本大震災では、津波からの避難施設の重要性が認識された。これを踏まえて、新たな施設整備においては、市町の避難計画等に留意し、海岸利用者が津波から迅速に避難するための避難経路や情報伝達を考慮した整備を行う。</p>
13	<p>(検討委員会意見) 安全・安心に海を利活用していくための対策について、記載をお願いしたい。 海が身近になり、親しめるようなメニューが必要。 教育の場、学習の場という意味合いの記述もお願いしたい。</p>	<p>(P21) ④地域住民の活動支援 長年にわたって築きあげてきたクロマツ砂防林等と一体となった海岸について、貴重な自然環境財産として未来に引き継ぐとともに、大切にするための普及と啓発につとめ、環境教育への利用、維持管理のための地域住民やNPO等の活動が推進されるように支援していく。</p>	<p>(P21) ④地域住民・団体の活動支援 長年にわたって築きあげてきたクロマツ砂防林等と一体となった海岸について、貴重な自然環境財産として未来に引き継ぐとともに、大切にするための普及と啓発につとめ、環境教育への利用、維持管理のための地域住民やNPO等の活動が推進されるように支援していく。 多種・多様な利用が進む中、安全・安心な海岸利用の啓発を図るために、海岸協力団体の指定や「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」との連携により、海に親しむ活動や防災・環境学習活動等を支援していく。</p>

3. 海岸保全基本計画(案)の具体的な修正内容

(6)「事後評価」に関する修正

検討委員会意見：施設整備後の具体的な対応、長期に渡る防護機能の確保に関する加筆

No	意見内容	計画変更(案) (第1回検討会時点)	計画変更(原案) (第2回検討会における修正提案)
14	<p>(検討委員会意見) 施設等を作った後のチェック内容を具体的に示していただきたい。また、施設整備後の不具合への対応についても記載していただきたい。</p> <p>長寿命化というのは、長期に渡り機能を果たすという意味を含めての長寿命化だと思うので、その辺も念頭に加筆をお願いしたい。</p>	<p>(P28) (5) 事後評価 整備が完了した施設については、客観的な指標等により事後評価を行うこととし、その他モニタリングと合わせて基本計画を見直す基礎資料の蓄積を図ることとする。</p>	<p>(P28) (5) 事後評価 整備が完了した施設については、客観的な指標等により事後評価を行うこととし、その他モニタリングと合わせて基本計画を見直す基礎資料の蓄積を図ることとする。</p> <p>整備が完了した施設の状況については、長寿命化計画に基づく巡視点検により客観的指標による評価を行い、所定の防護機能が長期に渡り発揮されるよう適切な維持管理に取り組んでいく。</p> <p>突堤、離岸堤、人工リーフ等を沿岸に整備した場合は、海岸線に大きな変化をもたらすことから、定期の観測により変遷（砂の付き方等）を把握する。海岸利用施設については、利用状況の把握に努め、必要に応じて改善を行う。</p>